

行動計画策定指針の一部を改正する告示

○内閣府、国家公安委員会、
文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、
告示第一号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第七条第一項及び第三項の規定に基づき、行動計画策定指針（平成二十六年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次の表のように変更し、令和三年四月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和三年二月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

国家公安委員会委員長 小此木八郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

改正後

改正前

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項

六 一般事業主行動計画の内容に関する事項

(略)

(略)

1 雇用環境の整備に関する事項

1 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

ア～ク (略)

ア～ク (略)

ケ 子どもの看護のための休暇の措置の実施

ケ 子どもの看護のための休暇の措置の実施

子の看護休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。

子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。

コ・サ (略)

コ・サ (略)

シ 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

(新設)

働きながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、不妊治療のために利用することができる休暇制度(多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含む。)、年次有給休暇の半日単位の付与や時間単位付与制度、所定外労働の制限、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度、フレックスタイム制、短時間勤務制度、テレワーク(ICTを活用した場所にとられない働き方をいう。以下同じ。)の導入その他の措置を講ずる。

この場合、具体的なニーズは労働者によって様々であることが想定されることから、各企業において、不妊治療と仕事の両立の推進に関する取組体制を整備し、その雇用する労働者のニーズを把握するための調査を行い、その結果を踏まえた措置を講ずることが望ましい。また、不妊治療

と仕事の両立の推進に関する企業の方針や具体的措置についての労働者に対する周知、社内における理解促進のための取組、担当者による相談対応等を併せて行うことが望ましい。

また、休暇制度等の運用に当たっては、プライバシー保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報取り扱いに十分留意することが必要である。

ス・セ| (略)

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

ア・ウ| (略)

エ| テレワーク等の導入

テレワーク等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。

オ| (略)

2| (略)

八| 特定事業主行動計画に関する事項

(略)

1| 勤務環境の整備に関する事項

(1) | (略)

(7) | 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等

職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、勤務時間、休暇その他の利用可能な制度の周知や管理職に対する意識啓発等を通じて、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図る。

(8) | (略)

2| (略)

シ・ス| (略)

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

ア・ウ| (略)

エ| テレワーク等の導入

テレワーク（ICTを活用した場所にとられない働き方をいう。以下同じ。）等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。

オ| (略)

2| (略)

八| 特定事業主行動計画に関する事項

(略)

1| 勤務環境の整備に関する事項

(1) | (略)

(新設)

(7) | (略)

2| (略)

